基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十一年十二月十八日を基準日と定め、同日午後十二時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十一年十二月二十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十一年十二月三日

東京都港区浜松町一丁目九番一〇号
協立情報通信株式会社
代表取締役　佐々木茂則

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十一年十二月二十七日を基準日と定め、同日午後一時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十一年十二月三日

兵庫県尼崎市長洲西通二丁目一番九号
株式会社新生セキュリティ
代表取締役　冨里　匡希

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年一月四日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年十二月三日

宮城県黒川郡大郷町東成田字浦木戸二番地の一
日の丸合成樹脂工業株式会社
代表取締役　朝倉　力

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である中島雄が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十二月三日

東京都大田区山王四丁目二八番三号
Troon Golf Asia, LLC
日本における代表者　中島　雄

限定承認公告

本籍横浜市南区堀ノ内町二丁目二四四番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　清水　尚子

右被相続人は平成二十一年十月十六日死亡し、その相続人は平成二十一年十一月十八日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月三日

横浜市南区堀ノ内町二丁目二四四番地
相続財産管理人　清水　徹

限定承認公告

本籍愛知県豊橋市前田町二丁目一八番地一五、最後の住所静岡県裾野市茶畑一四二八番地の一特別養護老人ホーム茶畑ヒルズ
被相続人　亡　小林　竹雄

右被相続人は平成二十一年八月三十一日死亡し、その相続人は平成二十一年十一月二十五日静岡家庭裁判所沼津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月三日

静岡県裾野市千福が丘一丁目七番二
相続財産管理人　小林　信行

限定承認公告

本籍三重県四日市市浜田町一五八七番地、最後の住所三重県四日市市西浜田町七番一号
被相続人　亡　藤澤　秀朗

右被相続人は平成二十年七月二十七日死亡し、その相続人は平成二十一年十一月十二日津家庭裁判所四日市支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月三日

三重県四日市市九の城町五番一号
相続財産管理人　藤澤　隆信

限定承認公告

本籍広島県三次市畠敷町四〇三番地、最後の住所広島県三次市南畑敷町四四一番地
被相続人　亡　寺西　正見

右被相続人は平成二十一年八月十三日死亡し、その相続人は平成二十一年十一月二十日広島家庭裁判所三次支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月三日

広島市東区中山西一丁目一六番一〇号
相続財産管理人　寺西美枝子

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年一月三日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十一年十二月三日

東京都千代田区岩本町一丁目九番四号
ルーシッド・インベストメント株式会社
代表取締役　保坂　光二

特定社債権者集会招集公告

特定社債権者各位

左記のとおり、特定目的会社小樽Ｒ２第一回一般担保付特定社債（適格機関投資家限定）（以下「本特定社債」といいます。）の特定社債権者集会（以下「本集会」といいます。）を開催いたしますので公告いたします。

本集会において議決権を行使される場合は、平成二十一年十二月十七日までにご所有の特定社債券（代理人御出席の場合は更に委任状）及び本人確認書類をご持参ください。なお、本集会に当日ご出席願えない場合は、事前に書面を提出することにより議決権を行使することができます。かかる場合は、平成二十一年十二月二十一日から本集会が開催される日時までにご提出ください。

記

一、日　時　平成二十一年十二月二十四日（木曜日）午後二時〇〇分

一、場　所　東京都中央区日本橋一丁目四番一号
日本橋一丁目ビルディング特定目的会社小樽Ｒ２本店会議室

一、会議の目的たる事項

一、本特定社債の社債要項の一部を変更する件

右議案は、本特定社債の社債要項の規定のうち、「元金償還の方法」及び「別紙３」、「利息支払および元金償還の順序・方法」及び「別紙４」並びに「譲渡制限」の現行の記載を変更するために提出されるものです。

右記議案に関する詳細は、左記の連絡先にご照会ください。

（連絡先）

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング
特定目的会社小樽Ｒ２

平成二十一年十二月三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング
特定目的会社小樽Ｒ２
取締役　大村　圭一

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金三億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は、平成二十一年八月十三日付官報の一二六頁（号外第一七〇号）に掲載されています。

平成二十一年十二月三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング
神楽坂ホールディング特定目的会社
取締役　岩城　弘明

訂正公告

平成二十一年十一月二十六日掲載の津地方裁判所に係る平成二十年（再イ）第八号再生計画認可中「**平成２０年（再）第８８号**」とあるは「**平成２０年（再イ）第８８号**」の誤りにつき訂正します。

正　誤

平成二十一年十一月二日法務省告示第五百十一号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）三ページ四段一行目から六行目までを削除する。	同月六日法務省告示第五百十八号（同）（原稿誤り）三ページ一段終りから一三行目から一二行目までを削除する。
同月十三日法務省告示第五百三十号（同）（原稿誤り）三ページ三段一七行目から一八行目までを削除する。	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月三日付第二五四号九　六ページ●同日付政府調達第二二三号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）